

別表 2（別記 2 関係）

基本的な取組一覧

番号	取組の名称	別記 1 第 2 の 1 の (1) アからソまでの 取組項目
1	土壌・生育診断の推進支援	ア、イ、ウ、コ、セ
2	土壌分析体制の強化支援	ア、コ、セ
3	堆肥等の利用拡大支援	エ、オ、カ
4	耕畜連携の拡大支援	エ
5	国内資源活用肥料の利用拡大支援	エ、オ、カ、キ
6	堆肥等国内資源利用体制の強化支援	エ、オ、カ、キ
7	緑肥作物の作付拡大支援	ク
8	低成分肥料の利用拡大支援	コ
9	肥料の効率利用農機のモデル導入支援	サ、シ

※ 基本的な取組の取組個票を変更する場合、変更前後の関係がわかるよう追加部分を赤字とし、削除部分に取消線を付すこと。

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	土壌・生育診断の推進支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、土壌又は生育診断の実施に要する費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	ア、イ、ウ、コ、セ
取組内容	①土壌診断又は生育診断を行うサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が、同サービスの利用を希望する地域の農業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。 ②地域の農業者の組織する団体が、サービス提供事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。 [要件] ・令和6年3月末日までのサービス利用料に係るものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	①サービス提供事業者 ②地域の農業者の組織する団体 ※複数の申請があった場合は、必要に応じて、参加農業者数等を踏まえて選定する。
交付単価	契約料金の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・本事業を活用して実施するサービスの顧客リスト ・サービスを契約した又は契約することが確実なこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）契約料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	○○ha（地域内において土壌・生育診断を行う延べ面積）
事業費	○○円 基本料金○円＋（単価○円/人×農業者○名）
うち交付金の所要額	○○円 事業費の1/2

(別紙)

「土壌・生育診断の推進」における交付の条件

個票番号〇の「土壌・生育診断の推進」において、サービス提供事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 契約料金

契約料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) サービス提供事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様のサービスの料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、同様のサービスが地域内で提供されていない場合は、近隣地域で提供されている料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

契約料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす契約料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	土壌分析体制の強化支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、地域における土壌分析体制の整備に係る費用の支援を通じて、適正施肥の推進を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	ア、コ、セ
取組内容	土壌分析を行う事業者（以下「土壌分析事業者」という。）が、地域の農業者向けの分析点数の拡大を図るため、分析機器又は分析資材を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合、購入費用の一部を支援する。 [要件] ・ 交付対象者が、地域内における分析点数の過去の実績よりも分析点数を拡大する計画（以下この取組個票において「拡大計画」という。）を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとする。 ・ 分析機器又は分析資材は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・ 交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	土壌分析事業者 ※複数の申請があった場合は、必要に応じて、分析点数の拡大計画等を踏まえて選定する。
交付単価	分析機器又は分析資材の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・ 分析機器若しくは分析資材を購入した又は購入することが確実なこと、契約日、納品日、購入額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・ （分析資材の場合）分析料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	○○ha（分析点数の拡大分に係る対象面積の試算値）
事業費	○○円 分析機器○円×○台＋分析資材○円×○点

うち交付金の所要 額	〇〇円 事業費の 1/2
---------------	-----------------

(別紙)

「土壌分析体制の強化」における交付の条件

個票番号〇の「土壌分析体制の強化」のうち分析資材の購入について土壌分析事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 分析料金

土壌分析に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること

- (1) 土壌分析事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている同様の分析料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。

2 農業者の負担する金額

分析料金を支払う際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす分析料金から分析資材に係る交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	堆肥等の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の散布に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	エ、オ、カ
取組内容	①堆肥等の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の散布契約を締結するか、 ②地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約を締結した場合、 契約料金の一部を支援する。 [要件] ・対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする。 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。 汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料。 その他：動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料代替となる肥料。 ・令和6年3月末日までに堆肥等の散布を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	①堆肥等散布事業者 ②地域の農業者の組織する団体
交付単価	堆肥等散布：4,000 円/t
交付単価の設定根拠	堆肥等の運送費、散布費の1/2に相当する額として設定。 このうち、堆肥等の運送費は、ALICの「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から4,830 円/tと算出。 また、堆肥等の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニュアルスプレッダーを用いた10a当たりの散布料金を3,561 円と算出し、10a当たり1tの散布を行うものとして3,561 円/tと設定。 これらの合計8,391 円/tの1/2以内である4,000 円/tと設定。

取組実績の確認方法	・堆肥等の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥等の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）堆肥等の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等
取組予定面積	〇〇ha（堆肥等が散布される延べ面積）
事業費	〇〇円 堆肥等〇t×4,000 円/t
うち交付金の所要額	〇〇円 （同上）

(別紙)

「堆肥等の利用拡大」における交付の条件

個票番号〇の「堆肥等の利用拡大」において、堆肥等散布事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 堆肥等散布に係る料金

堆肥等散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥等散布事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥等の散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥等の散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥等の散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	耕畜連携の拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、耕種農家における堆肥の散布に要する費用の支援並びに畜産農家への稲わら及び麦わら（以下「稲わら等」という。）の利用に要する費用の支援を通じて、構築連携の推進を図る。
別記1第2の1の（1）アからソまでの取組項目	エ
取組内容	【堆肥散布】 ①堆肥散布を行う事業者（以下「堆肥散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥の散布契約を締結するか、 ②地域の農業者の組織する団体が、堆肥散布事業者と堆肥の散布契約を締結した場合、 当該契約に要する費用の一部を支援する。 [要件] ・対象とする堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく特殊肥料のうち、国内で発生したわら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。 ・対象とする契約は、令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに堆肥の散布を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。 【稲わら等供給】 上記の堆肥散布を行う耕種農家が生産した稲わら等を畜産農家に供給する事業者が、稲わら等の供給契約を畜産農家との間で締結した場合、当該契約に要する費用の一部を支援する。 [要件] ・対象とする契約は、令和6年1月末日までに契約を締結した又は契約することが確実なものであって、同年3月末日までに稲わら等の供給を行うものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。

交付対象者	堆肥散布：①堆肥散布事業者、②地域の農業者の組織する団体 稲わら等供給：稲わら等の供給を行う事業者
交付単価	堆肥散布：4,000 円/t 稲わら等供給：2,000 円/t
交付単価の設定根拠	【堆肥散布】 堆肥の運送費、散布費の 1/2 に相当する額として設定。 このうち、堆肥の運送費は、ALIC の「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から 4,830 円/t と算出。 また、堆肥の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニユアスプレッダーを用いた 10a 当たりの散布料金を 3,561 円と算出し、10a 当たり 1t の散布を行うものとして 3,561 円/t と設定。 これらの合計 8,391 円/t の 1/2 以内である 4,000 円/t と設定。 【稲わら等供給】 稲わら等の輸送に係る経費の 1/2 に相当する額として設定。 具体的には、飼料自給率向上総合緊急対策のうち国産飼料の生産・利用拡大事業（国産粗飼料流通体制定着化）で設定されている単価（輸送経費の 1/2 として 50～100km 未満の輸送距離では 2,000 円/t）と同額を設定。
取組実績の確認方法	【堆肥散布】 ・堆肥の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・（①の場合）堆肥の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等 【稲わら等供給】 ・稲わら等の供給を受けた畜産農家が、地域内の耕種農家に堆肥の原料を供給した畜産農家であることが分かる書類（契約書類等） ・稲わら等の供給を契約した又は契約することが確実なこと、畜産農家ごとの稲わら等の供給量、契約日、供給日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等） ・稲わら等の供給料金及び畜産農家の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	〇〇ha（堆肥が散布される延べ面積＋供給する稲わら等が収穫される延べ面積）
事業費	〇〇円 堆肥〇t×4,000 円/t＋稲わら等〇t×2,000 円/t
うち交付金の所要額	〇〇円 （同上）

(別紙)

「耕畜連携の拡大」における交付の条件

個票番号〇の「耕畜連携の拡大」において、堆肥散布について堆肥散布事業者を、稲わら等供給について稲わら等の供給を行う事業者を交付対象者とする場合、それぞれ次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

【堆肥散布について堆肥散布事業者を交付対象者とする場合】

1 堆肥散布に係る料金

堆肥散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥散布事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす堆肥散布に係る料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

【稲わら等供給について稲わら等の供給を行う事業者を交付対象者とする場合】

1 稲わら等の供給に係る料金

稲わら等の供給に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 稲わら等の供給を行う事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の稲わら等の供給に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に稲わら等の供給サービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 畜産農家が負担する金額

稲わら等の供給に対する対価を支払う際に畜産農家が負担する金額が、1 の条件を満たす稲わら等の供給に係る料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ、オ、カ、キ
取組内容	肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 [要件] ・対象肥料は、ペレットなど粒状に成形されているものに限る。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	200 円/20kg
交付単価の設定根拠	地域の農業者が対象肥料を利用する際に、化成肥料と比較した掛かり増し経費の1/2に相当する額として設定。 ①輸送費 全日本トラック協会の標準運賃表から10tトラックで化成肥料を250km輸送した際の費用を145円/20kgとし、化成肥料の約1.2倍の容積の対象肥料は29円/kgの掛かり増しとなる。また、堆肥等の供給地から製造工場、製造工場から小売店、小売店から農業者までの計3回の掛かり増し経費が発生すると想定し、87円/20kgと設定。 ②散布 地方自治体の農作業標準労賃を参考に、ブロードキャスターを用いた散布料金を1,560円/10aと算出。 他方、単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10a（20kg袋で約4袋）と算出。これらを踏まえ、肥料20kg当たりの散布料金

	を $1,560 \text{ 円}/10\text{a} \div 4 \text{ 袋} = 390 \text{ 円}/20\text{kg}$ と算出。 このため化成肥料の約 1.2 倍の容積の対象肥料は 78 円/20kg の掛かり増しと設定。 ③土壌分析及び施肥設計 分析会社のサービス料金を参考に、1 点当たり土壌分析は 4,833 円、施肥設計が 4,625 円と設定。 1 ha につき 1 点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は $4,833 \text{ 円} + 4,625 \text{ 円} \div 10 = 946 \text{ 円}/10\text{a}$。 10a 当たり 20kg 入り袋の 4 袋のため 236 円/20kg と設定。 これらの合計 401 円/20kg の 1/2 である 200 円/20kg を交付単価として設定。
取組実績の確認方法	・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	〇〇ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	〇〇円 $200 \text{ 円}/20\text{kg} \times \text{〇kg}$
うち交付金の所要額	〇〇円 （同上）

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号〇の「国内資源活用肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- （１）対象肥料の小売価格を令和 5 年 6 月 1 日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- （２）（１）以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である 200 円/20kg 分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	堆肥等国内資源利用体制の強化支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の国内資源を活用した肥料の散布を行う事業者への散布機の導入に係る費用の支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	エ、オ、カ、キ
取組内容	地域の農業者に対して肥料の散布サービスを行う事業者（以下「散布サービス事業者」という。）が、堆肥等の国内資源のみを原料とする肥料（以下「対象肥料」という。）やこれらを含む肥料の散布面積の拡大に向けて、必要な散布機（ブロードキャスター、マニュアルスプレッダー等）を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合に、当該費用の一部を支援する。 [要件] ・ 交付対象者が、地域内における対象肥料の過去の散布面積よりも散布面積を拡大する計画（以下この取組個票において「拡大計画」という。）を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとする。 ・ 散布機は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。
交付対象者	散布サービス事業者（地域の農業者又は農業者の組織する団体を含む。） ※複数の申請があった場合は、必要に応じて、散布面積の拡大計画等を踏まえて選定する。
交付単価	散布機のパイプ又はリース導入に係る費用の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・ 散布機のパイプ契約を締結した又は締結することが確実なこと、契約日、納品日、購入額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）等
取組予定面積	○○ha（散布機による散布面積の拡大分の試算値）
事業費	○○円 散布機○円×○台

うち交付金の所要 額	〇〇円 事業費の 1/2
---------------	-----------------

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	緑肥作物の作付拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付面積の拡大を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	ク
取組内容	種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子（以下「対象種子」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 [要件] ・対象種子は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象種子の販売を行う事業者
交付単価	対象種子の販売価格の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・対象種子の売買契約を締結したこと又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象種子の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象種子の販売価格及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	○○ha（緑肥作物が作付けされる面積の試算値）
事業費	○○円 種子価格○○円/kg×○○kg
うち交付金の所要額	○○円 事業費の1/2

(別紙)

「緑肥作物の作付拡大」における交付の条件

個票番号〇の「緑肥作物の作付拡大」において、種子の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 種子の販売価格

種子の販売価格は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 種子の販売事業者が、本要領の施行日時点で設定していた額以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で販売されている同様の種子の価格と比較して、同等の販売価格以下であることを証明できること。ただし、同様の種子が地域内で販売されていない場合は、近隣地域で販売されている価格と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

種子の購入代金を支払う際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす代金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	低成分肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、特定の成分値が低い肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	コ
取組内容	肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす低成分肥料銘柄（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。 [要件] ・対象肥料は、NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて明らかに低い（少なくとも5ポイント程度低い）肥料銘柄であること。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	100 円/20kg
交付単価の設定根拠	地域の農業者が対象肥料を利用する際に、一般的な化成肥料と比較して掛かり増しとなる経費（土壌分析及び施肥設計に要する経費）の1/2に相当する額として設定。 ①単位施肥量 単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10aと算出。1ha当たりの袋数（20kg入り）は約44袋と試算される。 ②土壌分析及び施肥設計 分析会社のサービス料金を参考に、1点当たり土壌分析は4,833円、施肥設計が4,625円と設定。 1haにつき1点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は4,833円+4,625円=9,458円/ha。

	上記①及び②より、土壌分析・施肥設計の経費は約 200 円/20kg と算出され、その 1/2 である 100 円/20kg を交付単価として設定。
取組実績の確認方法	・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	〇〇ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	〇〇円 100 円/20kg×〇kg
うち交付金の所要額	〇〇円 （同上）

(別紙)

「低成分肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号〇の「低成分肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- （１）対象肥料の小売価格を令和 5 年 6 月 1 日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- （２）（１）以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である 100 円/20kg 分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	○
取組の名称	肥料の効率利用農機のモデル導入支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、地域における肥料の効率利用に資する可変施肥機及び局所施肥機の導入に係る費用の支援を通じて、導入効果を広く明らかにし、肥料の効率利用を図る。
別記1第2の1の (1) アからソまでの取組項目	サ、シ
取組内容	地域の農業者、農業者の組織する団体や地域の農作業を代行する事業者が、肥料の効率利用に資する施肥機（以下「対象機械」という。）の導入成果を展示することを誓約した上で対象機械を購入（リース導入を含む。以下同じ。）した場合、当該費用の一部を支援する。 [要件] ・対象機械は以下のいずれかとする。 ア) 可変施肥機（ドローンを含む。） イ) 局所施肥機（うね立て同時施肥機を含む。） ・交付対象者は、地域内における対象機械による過去の施肥面積よりも当該対象機械により施肥面積を拡大する計画（以下「拡大計画」という。）を作成し、この計画の実現に資するものに限り購入できるものとする。 ・対象機械は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。
交付対象者	対象機械を購入した地域の農業者、農業者の組織する団体又は地域の農作業を代行する事業者 ※複数の申請があった場合は、必要に応じて、拡大計画の内容等を踏まえて選定する。
交付単価	対象機械の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	・対象機械の売買契約を締結した又は締結することが確実であること、契約日、納品日、購入額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）等

取組予定面積	〇〇ha（対象機械による延べ作業面積見込み）
事業費	〇〇円 対象機械〇円×〇台
うち交付金の所要額	〇〇円 事業費の 1/2